

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

日程第5、報告第1号平成24年度江差町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

報告第1号平成24年度江差町一般会計継続費繰越計算書についてでございます。江差中学校改築整備に係る継続費について別紙の通り逡次繰越したもので地方自治法施行令第145条第1項の規定によりこれを報告するものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

はい。議案の2ページ、継続費の繰越計算書でございます。江差中学校改築整備事業で24年度から26年度までの継続事業でございます。24年度の年割額これを翌年度以降に繰り越すものでございます。繰越額は5億8,249万円でございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

おはかりします。本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。ただちに採決いたします。

報告第1号平成24年度江差町一般会計継続費繰越計算書について原案の通り決定する事にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって本案については原案の通り了承する事に決定いたしました。

(議長)

日程第6、報告第2号平成24年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

報告第2号、平成24年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成25年度に繰り越しして使用しようとする予算について、別紙計算書の通り繰越した事から地方自治法施行令126条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは議案の4ページをお開き願いたいと思います。歳出予算につきましては原則当該年度限りで支出を完了する事という風になってございますが、繰越明許に基づく繰越額につきましては翌年度においても執行する事が出来るというものでございます。翌年度において予算措置を要せずして翌年度の予算現額に編入する手続きでございます。平成24年度の繰越明許費に係る繰越事業は、記載の通り10事業でございます。このうち国の24年度大型補正関連、それから経済対策関連が9件でございます。10事業の翌年度繰越額合計は2億6,554万9千円でございます。財源内訳は未収入特定財源合計が2億4,

646万8千円。一般財源が1,908万1千円でございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。
おはかりします。本案については討論を省略しただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めただちに採決いたします。
報告第2号、平成24年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について原案の通り決定する事にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって本案については原案の通り了承する事に決定いたしました。

(議長)

日程第7、報告第3号平成24年度江差町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

報告第3号平成24年度江差町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてでございます。平成25年度に繰越して使用しようとする予算につ

いて別紙計算書の通り繰り越した事から地方自治法施行令第150条第3項の規定によりこれを報告するものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますのでご審議の上ご承認頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」（補足説明）

江差上ノ国下水道管理センター曝気装置分解点検修理業務の事故繰越についてご説明申し上げます。この点検修理業務につきましては化工機プラント環境エンジ株式会社、神奈川県川崎市に本社のあるこの業者が落札をした所であります。落札後曝気措置メーカーへ発注をかけた所、東日本大震災の被災地の下水道処理場復旧の為整備対象部品が他のユーザーにより発注され、メーカー側で在庫なしという事が判明した所であります。その為納期を全うすべく、メーカーを経由し代理店等へ在庫の確認を行うなど手を尽くしたものの在庫が見当たらず、新規に部品製作を行う必要となりました。結果本施工にて整備対象部品である減速機部品の納品が遅れ、平成25年度3月末の業務完了が困難となり、平成25年3月25日、江差町に対し化工機プラント環境エンジより納期遅延理由書が提出された所であります。尚その後化工機プラント環境エンジと、工期延長の協議を行い、4月30日に業務完了の運びとなったわけでございます。業者の方には今後十分注意をし、業務を行うよう指導いたしましたので皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます、以上です。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

おはかりします。本案については討論を省略しただちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

(議長)

異議なしと認めただちに採決いたします。

報告第3号、平成24年度江差町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越し計算書について原案の通り決定する事としたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって本案については原案の通り了承する事に決定いたしました。

(議長)

日程第8、報告第4号出資法人江差町土地開発公社に関わる経営状況についてを議題といたします。

報告内容についてはお手元に配布の通りでありますので説明を省略し、ただちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので報告第4号については終結いたします。

(議長)

日程第9、議案第1号江差町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第1号江差町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、町においても条例が必要、必要がある事から制定についてお願いするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますのでご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「健康推進課長」

「健康推進課長」(補足説明)

補足説明いたします。議案書は10ページ、資料につきはNo.1をお開きください。新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条の規定で、国が緊急事態宣言をした場合におきまして第34条の規定で市町村対策本部を設置しなければなりません。対策本部は市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務を司るとされておりますことから、対策本部の設置に伴う必要な事項について条例で定めるものでございます。条例は対策本部の目的、組織体制、情報交換や連絡調整を円滑で行う為の会議。更には細部について検討する部の設置などの規定により構成されております。以上でございます、ご審議の上よろしくお願いたします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します、質疑希望ありませんか。

「小林議員」

「小林議員」

まず条例がなければ次進みませんので条例については特別異議あるものではありませんが、併せてですね。実は医療機関に私勤めておりますが、このインフルエンザパンデミックに関しては非常に緊張感を持って今ですと、日本にそれが入ってくるかわからないと。言うなればもういつでも初期対応が出来るような職員の心構えだとか実際にその訓練なんかはもうやっていたり、先週も勉強会などをやったりしてはいますけれども、その辺の具体的なこれからだと言われればそれはそれでこの時点ではいいのかと思いますが、年内の例えばこのような計画を持つとかその本部でもってまずは最初このような所から進めていくという事がもしあれば教えて頂ければと思います。

(議長)

「健康推進課長」

「健康推進課長」

実はこの法律の中にあの今回規定されておりますのは市町村の行動計画、実際動く計画を作らなきゃならない事になっております。で国の方の計画が25年6月7日、先日やっと国の方で作成されました。これを踏まえて都道府県の計画、行動計画が示されます。その示された後に市町村の計画を策定する事となっております。その段階で平成21年に江差町でインフルエンザ対策しております。その内容も踏まえながら新たな行動計画を作って行っていく事となります。その際にはまた色々と議論なると思いますのでよろしく願いいたします。

(議長)

いいですか、はい。

他に質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

おはかりします。本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めただちに採決いたします。

(議長)

議案第1号江差町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって議案第1号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第10、議案第2号平成25年度江差町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第2号平成25年度江差町一般会計補正予算(第4号)についてでござ

います。今回の補正の内容につきましては、住民参加型高齢者生活支援対策推進など13事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,831万2千円を追加し歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ46億4,867万5千円とするものでございます。合わせまして地方債補正をお願いするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは、議案の15ページをお願いいたします。予算構成表で説明いたします。併せまして資料も配布してございますのでご覧頂きたいと思っております。

まず1つ目でございます。事業名が住民参加型高齢者生活支援対策推進でございます。資料2もご覧頂きたいと思っております。事業の趣旨でございます。江差町包括支援センターが主導し、地域で生活する高齢者が抱える様々な課題について地域住民が意見を出し合い、高齢者にとって住み良い地域づくりを目指す事業でございます。具体的には資料にありますように、地域住民が参加しての講演会、それから意見交換などを実施するものでございます。補正額が175万円でございます、財源内訳は全額道の支出金でございます。

次に在宅型総合福祉施設運動器具整備でございます。資料3をご覧頂きたいと思っております。内容は在宅型総合福祉施設まるやまにありますトレーニング機器を追加整備するものでございます。購入機器は資料にありますように振動トレーニングマシンが1つ、それから体組成計が1つ、後はトレーニングマットを整備するものでございます。行政報告で故丸山留太郎氏のご遺族からの寄附について説明申し上げました。この運動機器購入事業につきましては故丸山留太郎氏のご遺志を汲んでのものでございます。補正額200万円でございます、財源内訳は全額一般財源でございます。

次に、青年就農給付金事業でございます。内容は北海道青年就農給付金事業を活用するもので青年就農給付金につきましては経営リスクが高い新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間の支援策として、平成24年より導入された制度でございます。給付要件に該当とする新規就農者に対し経営開始から最長で5年間1人辺り年間150万円の給付金を交付するものでございます。4人分の600万円が当初予算で計上されました。1人の追加希望がありましたものですから、補助内報を受けての補正をするものでございます。補正額は150万円でございます。財源内訳は全額道の支出金でございます。

次に経営所得安定対策でございます。これは間接補助でございます。資料綴りがNo.2の2ページに資料10として掲載してございます。内容は昨年までの農業者戸別所得補償制度の、名称を変更したものでございます。推進事務費、経費として実施主体であります江差町地域農業再生協議会補助するものでございます。補正額は178万9千円、財源内訳は全額道の支出金でございます。

次に江差観光コンベンション協会補助、第60回記念かもめ島祭り開催補助でございます。これも間接補助でございます。内容はかもめ島祭りの運営補助です。北海道市町村振興協会の助成金を活用するものでございます。補正額は100万円でございます。財源内訳は全額その他特定財源、これは振興協会の助成金でございます。

次に町営レストラン駐車場土留擁壁改修でございます。内容はレストラン横の駐車場の擁壁、これは高さ1.2m長さ10mでございます。倒壊の恐れがある事からこれを改修するものでございます。補正額は60万円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に普通河川豊部内川護岸復旧工事でございます。これは資料4をご覧頂きたいと思っております。内容は、夏原川とのほぼ合流地点の護岸が大きく破損した事からこれを改修するものでございます。延長は約25m、高さは5mの護岸改修でございます。補正額は650万円、財源内訳は全額一般財源でございます。

次に歴まち景観形成補助でございます。内容はふるさと江差の町並み景観形成地区条例に基づく1件の景観申請がございました。補助金交付要綱により、事業の2分の1を助成するものでございます、補正額は183万4千円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に街路植花活動推進でございます。内容は美しい街路景観を目的にプランターこれは樽のプランターでございますけれども、これを整備するものでございます。樽プランターは60個の整備を予定してございます。先程の運動機器購入と同様に故丸山留太郎氏のご遺志を汲んでの事業でございます。補正額は100万円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に檜山広域行政組合負担金、消防庁舎外部建具、改修でございます。これは資料5をご覧頂きたいと思っております。内容は消防庁舎正面の外部建具について全面改修するものでございます。庁舎につきましては、昭和63年に建設しております、外部建具これは窓枠でございますけれどもこの老朽、それから腐食、これが激しいという事で資料の通り4箇所改修を行うものでございます。補正額は1,302万円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

次に防災資機材等備蓄施設整備でございます。これも資料6をご覧頂きたいと思っております。内容につきましては旧江差税務署庁舎の取得により、防災資機材の集中管理の為の施設整備をするものでございます。これは取得費と修繕費、

これを合わせてのお願いでございます。補正額は1,992万9千円。財源内訳は地方債が1,910万円、一般財源が82万9千円でございます。

次に中1ギャップ問題未然防止でございます。内容につきましては北海道教育委員会からの委託事業でございます。小学校から中学校への接続の問題いわゆる中1ギャップの解消に向けた調査研究をする事業でございます。補正額は14万円でございます。財源内訳は全額道の支出金でございます。

次に文化会館大ホール調光設備改修でございます。これは資料綴りNo.2の11ページ、資料が11に記載してございます。内容は調光装置の、調光装置というのは舞台照明等を調光卓で操作する為の機材でございます。これを操作するパソコンキーボードというのがありますけれども、これが操作する時に操作不能を起こすという事で今回の改修のお願いでございます。補正額は725万円でございます。財源内訳は全額一般財源でございます。

以上13件補正額合計が5,831万2千円でございます。財源内訳は道の支出金が517万9千円。地方債が1,910万円。その他特定財源が100万円。一般財源が3,303万3千円でございます。尚一般財源は繰越金を充当するものでございます。

次に19ページ、お願いいたします。19ページが第2表の地方債補正という事になってございます。起債の目的でございます、防災資機材等整備、施設整備でございます。限度額が1,910万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載の通りでございますので割愛させていただきます。

関連しまして飛びます、28ページご覧頂きたいと思っております。地方債の現在高見込みに関する調書でございます。25年度の末の現在高見込み額は64億6,896万7千円となる見込みでございます。以上が補正予算の概要でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します、質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

「小野寺議員」

何点かお聞きします。なるべく順番に上から。まず最初住民参加型高齢者生活支援対策推進。よくわからないのでお聞きしますが、資料を見ながらお聞きしたいと思うのですが、これは100%補助という事で一定の国、道の政策的な部分、住民参加型高齢者生活支援等対策推進事業費補助金という事で、ホームページ等見て一定の国、道などの基本的なその地域の色んなネットワーク作

ったり支え合ったりとか何となくわからなくはないのですが。ただ我々地元で特に町内会等が関係する部分もあります。それでこれ今回の補助事業でこの1年間で色々な討議も重ねながら、地域包括ケアの全体的な部分を保健所とも、色々連携取りながら進めて行こうという事だと思うのですが。具体的にじゃあ例えば、町内会も巻き込んでという事になっていますから地域にとってどういう事をこの1年間で考えようとしているのか1、2。それで私も町内会に関わっていれば今後色々な意味で行政ともこの関係も含めて出てくるのかなと思うのですが、例えば既存のもの、二重、三重でもう本当大変ですよ。孤立死対策、見守り活動これは基本的には町民課というかそちらの部分。それから高橋課長の所で言うと、昨年もっと前ですかあの認知症のサポーターも養成しながら。色々なネットワークも作り色々仕掛けもありながら、これからも作りながら、それとこれがどっかでリンクするのかもしれないけれども。要は地域にどういう事をやろうという事を一定の部分考えていらっしゃるのか。話し合いただけで終わりという事にはならないですよ。どういふ部分をやろうとしているのかお聞きしたいと思います。なぜこういう事言うかと言うと、この間色々なもう4年5年もう少し前から言っても、町内会との関係で色々な国の事業で単発の事も含めて講演講習どうのこうのとやって何か残ったのかと。本当思う事があるのです。結局今のここまで来て何とか見守り活動やりましょう、孤立死対策やりましょうと言ったとしても中々進んでいかない、これは地域として頑張らなきゃならないのですけれども。今回これは何なのかという事でまず1つ聞きたい。

それから2つ目。寄附金を貰ってつけるこの運動器具の事についてお聞きしたいのですが、直接この際見なきゃならないなと思って見てきました。現存のもの、それでお聞きしたいのは今回新しいものを作ると。設置すると、それはそれで必要なものなのかもしれませんが。お聞きしたいのは現在の利用している状況。資料に書いてありますエアロバイクとか、ランニングマシーンとかありますが、どういう利用状況利用頻度、もしくは使っている方々から要望などを掴んでいるのかどうなのか。その上での今回の新しいものなのかって事を少しお聞きしたいと。これで2つ目。

それから農業問題。今回資料で資料の10で江差町地域農業再生協議会を頂きました。勿論これは今回の補助金の1つの手立てとしてこれを作らなければならぬと。まあそれはわかります。しかし作った以上はそれなりの目的もやはり考えなければならぬ。もうあれもこれもと言っていたら時間がないから1つだけ言います。江差町地域水田農業ビジョンの策定、実施状況の点検及び、見直しに関する事。これが先程言った協議会の規約の第4条11項にあります。これは文言だけで済ますわけには私としてはいかないと。つまり国の政策で

色々この間ビジョン作れと言って、江差町でどの程度作っているのか作っていないのかわかりませんがしかし今の江差町の農地集約とか、高齢者の方々がこれからこう、どう高齢後継者がどうなのかと。色々な江差町としての農業の考え方をこれに謳い込むという事は、やろうと思えばやれるし、よその町でも結構頑張っている。それで江差町としてまず農業ビジョンがどうなって、実態として今どうなっているのかという事を少しお聞きしたい。

最後ですが、防災というか今回これも従来から町長からも説明受けて、今回こういう風になりました。それで問題は防災器具のたまたま今回こういう事で上町に集中的にするというこれはわかりました。ですが、江差町全体を見渡した場合一定程度あそこ1箇所という事にきつとまらないのか、北部農村地域どうするのかとかそういう展望も踏まえて一定の考え方もこの際でするのでお聞きしたいと思います。以上です。

(議長)

まず「健康推進課長」

「健康推進課長」

では、お答えいたします。住民参加型の関係でお話いたします。これ資料にも書いてある通り最終的には地域包括ケアというものは求められております。これまで色々な仕組み色々な対策で要援護者システムもそうですし、我々去年から活動的になっているこの認知症問題もそうです。それから今現在道立病院の看護師さんとうちの方の包括支援センターとも意見交換して色々成果あげております。それで地域でもお願いしておりますけれども、こういった仕組みがそれぞれ個別に色々あって結構なのです。これが1つずつ熟知されていって、地域で総合的に理解を深めていく、それを将来的には纏めていくのは他の支援センターとなってくると思うのですけれども。その仕組みが沢山出来れば出来るほど地域包括ケアに結びつくという事ですので、細かい色々な取り組み個別にある事は理解してください。我々も地域ケア会議というものを行っておりますけれども、これも個別検討したりしておりますけれども、まあ日常問題が大きいのですけれども。それにつきましても個別の案件に合った警察署長、消防署、町内会民生委員など色々な関係者を集めてケア会議を開いておりますので、そういった事が膨らんでいって地域全体で支えるような仕組みになって行くのが私の理解では包括ケアだと思っております。今年度やるのももちろんその中の地域でどのような事が支え合いとして出来るのか。これを講演会で通したり色々な事をこの中で講演会と一緒にやりますけれども、各自治体、今考えているのはあるエリアを選択しましてその中の含まれている各町内会の方々と、町

内会の理解貰えなければ出来ませんが、貰いながらどう支えあっていけるのかという事をお話して行きたいなと思っている所でございます。

もう1つ在宅型福祉施設ですけれども、うちの職員毎朝あそこ離れていますから、施錠したり開けたりしに行っております。その際使っている人の、使用している方が来ている状況も見ていますし、そのご意見も伺っております。確かに今2台で、日に使っている日で最大多い日で6名です。ですから9時10時11時3時間であれば30分ずつで6名なのですけれども、やはりあの朝9時とかに来て、一度に3人とか来るとやはり機械が足りないという事になりますけれども全体的に見ますと十分な工夫を上手くして、時間差してくれれば十分に合うと思っております。それでこの機械があので設置しますと、機械のここに書いている通り、運動にはやっぱり準備運動、生理運動それから筋力をつける筋力増強運動と色々ありますけれども、この機械は私も体験して来ましたけれども、色々な面で活用出来るのです。それで今トレッドミル行っていますけれどもトレッドミルやる前に準備運動としてまず使って頂いてストレッチ効果を高めて頂いて、体をほぐした中でそのトレッドミルに乗ってもらおうと。終わった後にはまた出来れば生理体操としてそういう柔軟性をまあ筋肉を和らげる、疲れをほぐすような形で利用して頂ければとそういう風になりますと、機械に今1台に対して一斉に来ますけれども3台になりますからこう、それぞれ分散されていくと思っておりますのでそういった部分も緩和出来るのかと思っております。私達今あの若い世代のフィットネス事業もやっております。こういった幅広くその事業を展開したいという事でこの機械を選定いたしました。以上でございます。

(議長)

はい、次「農林水産課長」

「農林水産課長」

それでは私の方から地域再生協議会の部分での沢山取り組まなきゃならない項目は載せてございますけれども、水田ビジョン作成については今の所地域再生協議会の中では取り組んでおりません。今回178万9千円計上させて頂きましたが、これは旧戸別所得補償制度、交付金事務に関わる事務費の計上でございます。ちなみに平成24年度の対象者は130名ぐらい町内でございます。それと補償交付金については、直接農家の方に国から交付されるものでありまして、町経由ではございません。それでどれだけの補償金が農家に交付されたかと言いますと、24年度のベースで申し上げますと2億1,454万円ほどの交付金が農家の方に交付されたという実態でございます。以上です。

(議長)

はい、次「建設水道課長」

「建設水道課長」

防災備蓄センターの全体的なあの計画がどうかという事で今高台の方に1箇所集中的にと、ご質問の趣旨として見ると北部地区の事を言っているのかという風に思います。で北部地区で高台と言いますと、柳崎地区が一番高台になるかという風に考えています。当面は、1箇所に集中的に管理をしていくと。将来的に今すぐじゃあ北部地区の備蓄センターをどうこうするという事にはなりません。ただ課題として、当然防災計画の中で色々今後検討していく課題という風に認識しておりますのでご理解をお願いします。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

はい、高橋課長の所から。わかりました、というかこれから色々やっっていかなければならないのかもしれませんが1つ確認したいのですけれども。色々な仕組みをトータル的かというとのはわからないわけでもないのですけれど、地元にとりまして仮に町内会単位でいけば少し大変ですよ。こうちょっと交通整理の意味合いで質問しますが、今見守りというか防災観点というか太田課長の方で、去年来やっている部分と。どこかでかなり共通する部分あります、認知症の問題でいうと。そういう事も含めれば、なるべく町の発信元はあるかもしれませんがやる方、町内会とか色々な団体も含めてですね。混乱のないように、そこはきちんと整理もしながらあの課題で一定程度整理して下ろせるものは下ろすという事も含めてやっっていかなければ、大変だと思うのです。その点もしご意見があればお聞きしたい。さらに、運動器具の件なのですけれどもまあ出来れば今少ない、常時使っている人は少ないのですが登録している人はもっと多いです、冬場になれば、夏場中々来れないけれどこれから冬場になれば来るといふ人も含めて登録している人で十何人だったか、ありますよ。そういう人達も含めてやはり適宜利用状況なども聞く必要があるのかなと思うのです。その点あそこ名前書いただけで何を使うかという所までは厳密には把握してないです、

聞いたら。それでそこら辺少しお聞きしたいのと。

もう1つ。今まで隣の生きがい交流センターでやっていたよね、これはね。でそれを今のこっちの本体というか持ってきましたが、今まで介護用品の展示している所だったのですよね。ですから何と言っていいのかわかたきゅってやって、上の方まだ展示と書いたまま、まあそれは形式的な事でいいのですが。あそこやはりきちんと運動器具を皆さんに使って貰うというコーナーだとすればもう少しあそこ新しくせっかく付けるのですから、整備して使う方々もお金幾らでしたか、500円。払ってやりますから、やはりあのそこら辺少し心配り気配りも必要かなと思うのです。その点お聞きしたい。

それから、私農業この受け皿団体の協議会が具体的にある部分で水田農業ビジョンが具体的にどうなっているのですかと、今の補助金などはわかりました。でも受け皿団体の協議会がこういう事やると書いていますよね。それで細かいことはいいのですけれども、結局こういう補助金をトンネルも含めて、国が決めた事をただ下ろすだけでは、先程の水産行政と同じです。江差町の農政とは何だと聞きたくなってしまうのですよ。やはり最低限江差の農業、このような風にやろうと思ったらこの水田農業ビジョンとかで農家の方々の色々な意見を集約しながら、やれないわけでもない。他の地域から聞いたら結構頑張っている所もあったのですよ。それで改めてその点について少しお聞きしたいという事です、以上。

(議長)

「健康推進課長」

「健康推進課長」

1点目につきましてですけれども。今一定の交通整理という事ですけれども、現在社協それから町民福祉課と、私共と老人含めた福祉対策とすれば窓口になりますし、ここで今後の進め方要援護者システム出来ましたのでどう活用していくかという事も含めて今月、お話す事でやっとスタートラインに立てるかと思っておりますので、今後また 次第お知らせさせていただきます。

それと用具の使用実態という事ですけれども、利用者の実態は登録が28名今年はおります。利用状況は現在使っているのは7名でございます。それで、議員おっしゃる通りどの器具を使っているかというチェック項目は設けておりません。今後それは必要かと思っておりますのでそれは利用者に書いて貰うように少し仕組みを変えたいと思っております。

それと展示スペースでございました。これ在宅介護支援センターが設置されていた、その後は地域包括支援センターになっています。在宅支援センター設

置された時には福祉用具の展示が少し必要でありました。現在包括支援センターに変わり、そこも移転しておりますので、空きスペースとなっております。これは私共職員として考えているのはあそこのスペース全て寄せて、トレーニングルームのような形に整理して行きたいという事を考えておりますのでご理解ください。

(議長)

「農林水産課長」

「農林水産課長」

地域再生協議会が取り組む水田ビジョンにつきましては、先程まだ取り組みはしていないという答えはさせて頂きました。構成メンバーの中をご覧頂ければ色々な農業団体の方々が構成員になっておりますので、それらについては今後、皆さんのご意見を聞きながら取り組んで行きたいなという風に思っています。ただ実態としては、今実態としては正直な話しを申し上げますとそこまで今の所行っていけないというような実態になっています。農家の人達が中心になって作っている協議会でございますので、そういう意味では私共も何かの機会では色々な意見を吸い上げてビジョンづくりに反映をして行きたいという風に思っていますので、ご理解を頂きたいという風に思います。

(議長)

いいですね、はい。次「飯田議員」

「飯田議員」

はい。教育委員会なのですけれど、あの文化会館の大ホール調光設備の関係ですけれども。施設は20年以上経ちましてこれから調光機ばかりでなくて照明、舞台装置を含めて相当なやっぱりこれから改修含めて、取り替え含めて費用がかかる施設だなという風にこう危惧しております。今回のこの調光機は、改修という事で予算要求がされておりますけれども、私じゃあこれ新品を設備した場合どの程度の費用がかかるのか、と言いますのはですね、確かにこれアナログ方式からデジタルが併用出来るような施設にこう変換するという事でございますけれども。そういう費用対効果を考えての改修という事だと思いますけれども、果たしてこう改修して、例えば補償期間とかそういう部分が補償されるのかどうか。改修でも700万以上かかるわけですから、相当な費用がかかる訳ですけれどもその辺の見通しを持って改修に予算を要求されたのか。2点ほど併せてご答弁をお願いしたいと思います。

(議長)

はい、「社会教育課長」

「社会教育課長」

はい、只今のご質問でございますけれども、資料の方の11ページ資料11
ご覧を頂きたいと思っておりますけれども。内容の方につきましてはそこに記載の通
りでございますけれども。要は調光卓とそのテレビのような画面ありますけれ
ども、これらを1つにしてコンパクトにするという事でございます。これの方
につきましては、議員おっしゃいました今のアナログの部分は今はこのデジタ
ルになっているという事でそれを変えるという事なのでございますけれども。
そのイメージ図の方につきましては3の方に書いてある通りでございます。今
現在アナログなものですからそのデジタルに変えるという事でございます、
その為には変換機が必要になってくると。デジタルをアナログに変えなきゃい
けないという事がこうあるものですから、そういう形の中で既存の施設を使っ
た中で一部改造するという事でございます。それで新調したらという事ござ
いますけれども、もし今見積もりを貰っているのは、新調したらという事は、
全改装といいますか線から機材からという事なりますと、まあ約9,000万
円ほど、なるという事になります。それは全くの新装といいますかそういう形
なものですから、そういう形の金額では頂戴をいたしております。で補償じゃ
あ今この725万の分の中で、改装した場合に補償などという事になりましたら
我々の補償までの方につきましては、具体的な分なりにはなっておりませんけ
れども、これは改修という事になるものですから、それなりの期間の中でそれ
は動くものという風に理解をしておりますので具体的には今ここではお答えと
いう事にはなりませんけれども、そういう事でご理解をお願いしたいという風
に思います、以上でございます。

(議長)

はい、いいですか。

「飯田議員」

はい。

(議長)

「飯田議員」

「飯田議員」

この改修業者は、地元でこう対応出来るような業者はいらっしゃいますか、それともやはりおそらくこういう部分ですから、窓口が地元の業者だったとしても、札幌なり東京の業者になると思います。その辺の所と、今言うように確かに9,000万から比べたら725万、凄く安価な価格だと思いますけれどやはり、設置した以上これはきちんと、補償期間内というのは明示して貰う必要があると思うのですよ。その辺とかやっぱり今後の対応ですけれどもきちんと、それ業者に対して補償期間の、難しいかもしれませんがこれやっぱり求めていくべきだと思いますので、その辺のところ用意してください。

(議長)

「社会教育課長」

「社会教育課長」

はい、今のご質問でございます。業者の方の最終的な決定というのは725万の分の中で、指名選考委員会という形の方にあげて最終的には決定という事になりますけれども我々の方の考え方いたしますと、今議員もおっしゃいましたが特殊な状況という事もあるものですから、随意契約こちらの方で考えていきたいという風に思っております。それは昭和63年にこの文化会館が建設の際に、入札がございました。音響設備工事という事で入札があったのですけれども。その時に入札になったのが道ナショナル情報という所と、松下電工共同企業体と。この方が落札をいたしました。まあそんな事もありまして、こういうシステムの方がメーカーを統一してなければこの種のものの方についてはですね、色々問題を起こすという事もあるものですから、そんな形の中で考えております。それで今ありました補償の方の関係の方につきましては、今後取り進めさせて頂きまして、具体的な部分の中では施工業者の方ときちっとその辺は協議させて頂きたいという風に思っております。以上でございます。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんので質疑を。

「大門議員」

「大門議員」

あの2点ほど質問させて頂きます。まず民生費の方の老人福祉費の住民参加型高齢者生活支援の関係なのですが。先程小野寺さんから質問ありましたけれども、私の方はこの中で孤立死をテーマとした講演会という事がこの中で書い

ておりました。で孤立死のテーマとして私もこれをしたやる事によってどのようにこう持っていけるのかなど。講演会しました、終わります。やっぱりこれが江差のこの町の中でも去年もありましたように、亡くなっていたけれども何日もわからなかったというような状況があります。でその中でご近所の方々は新聞入っていたとわかっていました。でも下手に町内会さん、下手な所にももしもお電話して後から何でもなかったりしたら、場合に言われたら困ると。だから電話をかけないという状況が多々あります。それはご存知の事と思います。ですからこの辺の所をやっぱり直接的にどこにそういう事をきちんと連絡出来るのかという事を、システム的にこれをする事によって、これに来る方々は大体いつもわかるような方々が来てくださるのですけれども。やっぱりその辺の所をきちんとしなければこういう事をされても、結果が出てこないという事を踏まえた中で、もう少し1歩2歩踏まえたせつかく頂くお金を生かすという意味で何か担当の方でお考えとかありましたらお願いいたします。

それともう1点。土木費なのですが、河川豊部内川護岸復旧工事あります。補正で組まれて委託費、さっきも見込まれていました。それで今回補正で出てきたのですが、いつ頃どのようにしてわかって今回の補正で上がって来たのかその所ご説明願いたいと思います。2点です。

(議長)

はい、「健康推進課長」

「健康推進課長」

孤立死の問題ですけれど、私も身を持って包括支援センターとして見て、発見した件が去年もあります。それで今回の事業はこういった孤立死を地域でどうするかという事ですけれども、それについて具体的にこういう講演会開いたりしてそれを地域として、どうして行く仕組みが出来るのかという事を探ってみる。それで住民との意見交換の中でそういった事も探って行きたいという事が1つのテーマですのでこれを機会に色々また整理してきて、住民の意見を聞きながら、どのような形が作れるのか地域と話し合っていくという事業ですのでご理解頂きたい。

(議長)

はい、「建設水道課長」

「建設水道課長」

普通河川豊部内川ですが、いつ頃わかったのかというお話です。雪解けで判

明をいたしました。4月の時点で判明した所です。色々と原因その他災害でやれるかどうかこういうような事も踏まえながら、色々協議をしておりました。でただこれから台風シーズンもう迎える中で、是非もう早急に工事をしたいという事で今回の補正と。今後早急に工事の着工等を踏まえて設計が出来次第、すぐ工事の着手という風に考えております。よろしく申し上げます。

(議長)

「大門議員」

「大門議員」

課長さんのご説明は今までと何ら変わらない形の中で探ってこの度は何らかの、今までと違ういい結果を出して頂きたいと形のあるものにして頂きたいという事を私は切に希望します。それで今の河川の方なのですけれど私今見ていてどっか担当者1名ですか、専門職さんいらっしゃるの。そうすると大体色々な見回りと言いますか、河川にしても色々な所あります。見て回らなければならない、建物は別としても土木関係もあります。そういう事の巡回、そしてそれを巡回する事によってやはりこれが、今直さなきゃいけないものなのか。それとももう少し待っていいものかという、そういう査定をやっぱりきちっとしながら行くにしては、今の1人の職員の人では私は大変だと思うのですよ。ですからやっぱり年間で、ある程度もう色々長くなって来ているものあります護岸でも何でも。それにやっぱり年間で委託費というのをきちんと、こう盛り込んでおくと。そうすると安心してあの年間計画、年次計画立てられるという事に私はなっていくのでないかと思うんですけれども。今回こういう事ありましたのでちょっと、何かお話申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

国道道道、これらの道路管理、または河川管理についてはいわゆる民間に委託をして、直営から段々離れていっている。多分その辺の事を想定して町もすべきでないのかというようなご質問だと思うのですよ。確かにそういう事が出来ると、非常に助かる事は事実です。ただ今こういう状況の中で、町道の路線、かなりの路線がございます。それで橋についても58橋。河川についてはそんなにうちは普通河川多い所ではないのですが、囑託の職員含めて何とか色々町民からも情報も頂いていますし、うちも本当に土木管理だけでなく建設水道

課全体の中で、色々協力してパトロール等も実施しております。とにかく情報が入り次第、即座に着手の出来るような体制を、出来るだけ取りたいという事で頑張っていますので。当面は委託を考えずさらに直営でのパトロールを強化して行きたいと思っておりますので、何卒ご理解をお願いします。

(議長)

はい、いいですね。

「大門議員」

はい。

(議長)

他に質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

おはかりします。本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますですがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めただちに採決いたします。

(議長)

議案第2号平成25年度江差町一般会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって議案第2号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第11、議案第6号財産取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第6号財産の取得についてでございます。議会の議決に付すべき、契約

及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき予定価格が700万円以上の財産を買い入れについて契約締結する為、議会の議決を求めるものでございます。契約内容につきましては取得する財産は除雪ドーザ、契約の方法指名競争入札。取得金額1,184万4千円。契約の相手方、北斗市追分3丁目2番3号。北海道川重建設川重機株式会社函館支店、支店長熊谷伸哉でございます。以上、ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望はありませんので質疑を締結いたします。
おはかりします。本案については、討論を省略しただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めただちに採決いたします。

(議長)

議案第6号財産取得について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって議案第6号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第12、議案第7号工事請負契約の終結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第7号工事請負契約の締結についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5,000万円以上の工事の請負契約を締結する為、議会の議決を求めるものでございます。契約内容につきましては契約の目的、江差中学校改築建設主体工事(A工区)。工事場所檜山郡江差町字陣屋町無番地。契約の方法、制限付き一般競争入札。契約の金額、6億2,030万7千円。6億2,307万円。契約の相手方、田畑・前田・本間 特定建設工事共同企業体。代表者檜山郡江差町字伏木戸町634番地、株式会社田畑建設代表取締役 田畑昌伸でございます。以上、ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「薄木議員」

「薄木議員」

反対の立場で質問はしませんのでご安心してください。実は、今回社文でこの江中改築には意見書を出しております。今まで各委員会それぞれ色々な意見を出してきましたが、今回の構造に関しては、我が委員会としても大変複雑な屋根構造になっていると。そういう事についての意見書を出しています。そういうものを、この今回の工事請負の中ではどのような伝達をされるのか。その辺をちょっと確認したいなと思って聞いています。

(議長)

「学校教育課長」

「学校教育課長」

学校整備に関する事務調査という事で、24年の3月定例会で中間報告。それから、25年の3月では最終報告という形でなされてきておりました。この間教育長を初めとする職員も委員会の方に、出席をさせて頂きまして、事業の方向性等についてご報告、更には意見を伺ってきた所でございます。町といたしましてはこの中間報告、更には最終報告での意見は勿論の事、全員参加の委員会等におきまして、質疑等も含めまして設計段階において反映できるものは反映していくという事で尊重を尊重させて頂きながら、建築技師によるチェックもしっかりと行ってきたという所でございます。今後におきましても請負業者、施工監理委託業者、更には建築技師等々も含めまして、十分協議をさせて

頂きながら予定されている工期が順調に運びますこと、さらには目的が達成出来ず事を、最善を尽くして参りたいという風に思っておりますのでご理解を頂きたいという風に思っております。

(議長)

「薄木議員」

「薄木議員」

町長これ大変難しい問題だと思うのだけれど。やはりその我々議員が町のお金を頂いて委員会を作成し、そして意見書出します。そのすべからず今まで僕も二十何年議員やっていますけれど、意見書の採択的なものほとんどないと思うのです。でも今回の場合は、やはり後世に残す学校を作るという大変大きい問題があった中での委員会です。今回は俺の意見じゃなくて組織、委員会としての意見は、何て言うのでしょうか。本当に我々町会議員も一生懸命皆町民の為に作ったのだよってという事の何かその辺のね浸透できるもの、というのは今回あの地元業者でやってもらえるから、大変嬉しい事です。だけれど大変複雑な構造になっている屋根という事では、これは議員協議全員協議会でも少し懸念される所があるし、あつてはならない問題だからやはりその辺の事を深く業者の方には理解をして頂いて、立派なものを作って頂きたいとそう思って質問です。

(議長)

「町長」

「町長」

議会の方からの意見書が出ている事については、私も理解をし読ませて頂いております。その対応として庁内的にも協議をしながら、業者の方と話し合いをさせて貰いました。それで業者の方の立場から暖房も含めたで、考え方については意見を聴取しながら、地域のこの冬場の特性特に冬場の話しですが冬場の特性なども話ししながら意見を聴取させて貰った結果、それらの事を総合してこういう案になったという事で決定をさせて頂いたとこういう事です。まあ、議会の方から複雑な屋根構造になっているという事についてのですね、意見反映は私も理解はしているものの、だから、議会が私達関係なかったのだという問題ではなくて、議会も含めてそれらの事については理解をしながら後世に残す学校づくりを定めて貰うとこういう形をですね、是非町民にアピールして欲しいと思っておりますので、ご理解頂ければと思います。

(議長)

いいですか。はい、他に質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

おはかりします。本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います
ますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めただちに採決いたします。

(議長)

議案第7号工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって議案第7号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第13、議案第8号工事請負契約の締結についてを、議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第8号、工事請負契約の締結についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5,000万円以上の工事の契約、請負契約を締結する為、議会の議決を求めるものでございます。契約内容につきましては契約の目的、江差中学校改築建築主体工事(B工区)。工事場所、檜山郡江差町字陣屋町無番地。契約の方法、制限付き一般競争入札。契約の金額5億242万5千円。契約の相手方、亀田・ミツセ・辻久 特定建設工事共同企業体。代表者、檜山郡江差町字桧岱215番地 亀田工業株式会社代表取締役、亀田宏でございます。以上ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めただちに採決いたします。

(議長)

議案第8号工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって議案第8号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第14、議案第9号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第9号、工事請負契約の締結についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結する為、議会の議決を求めるものでございます。契約内容につきましては契約の目的、江差中学校改築電気設備工事(強電)。工事場所、檜山郡江差町字陣屋町無番地。契約の方法、制限付き一般競争入札。契約の金額1億752万円。契約の相手方、三光・三和経常建設共同企業体。代表者、檜山郡江差町字中歌町62番地の2。株式会社三光電気商会代表取締役、吉田守廣でございます。以上ご審議の上、議決方よろ

しくお願いを申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。
おはかりします。
本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めただちに採決いたします。

(議長)

議案第9号工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって議案第9号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第15、議案第10号工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第10号、工事請負契約の締結で締結についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結する為、議会の議決を求めるものでございます。契約内容につきましては契約の目的、江差中学校

改築暖房換気設備工事。工事場所、檜山郡江差町字陣屋町無番地。契約の方法、制限付き一般競争入札。契約の金額9,555万円。契約の相手方、池田暖房・檜山配管、特定建設工事共同企業体。代表者、函館市昭和2丁目37番18号、池田暖房工業株式会社 函館支店支店長、岡田満でございます。以上ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

おはかりします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めただちに採決いたします。

(議長)

議案第10号工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって議案第10号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第16、議案第11号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第11号、工事請負契約の締結についてでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、予定価格が5,000万円以上の工事請負契約を締結する為、議会の議決を求めるものでございます。契約内容につきましては契約の目的、江差中学校改築給排水衛生設備工事。工事場所、檜山郡江差町字陣屋町無番地。契約の方法、制限付き一般競争入札。契約の金額5,323万5千円。契約の相手方、大明・ビオフィレックス 特定建設工事共同企業体。代表者、函館市栄町12番18号。大明工業株式会社代表取締役、小林正明でございます。以上、ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

「室井議員」

「室井議員」

まず町長あの教育長。この今回の議決された請負、全て地元の企業が参加されています。町長も、長年就任以来財政再建の為に、苦勞した結果が、こういう風になるのです。江差町の業者は隣接する町の少社の倒産によって、大分の企業が倒産されたのです。その所在地の町の企業1社も倒産していません。この間、江差町の業者は、町が財政再建の為に仕事ない中やはり遠方まで行って、一所懸命頑張って来たのです。だから今回のこの、地元業者が入った企業体。非常に思いがあります。先程薄木議員から、質問ありました。大坂課長、そういう思いをやっぱり大切に企業、行政と連携して、この工事期間中、何とか教育環境の良い整備を図ると同時にそういう江差町の企業も、頑張って更にやって貰いたいというようなエールを町長、送りながらちゃんと指導して貰いたいと思います。

(議長)

「町 長」

「町 長」

町内の大きな行事を、あるいは事業をやるという事はですね。国に足枷があつては、出来ないこういう背景は私の口から言うまでもない所であります。私が平成14年からこういう立場にさせて頂きながら、これまで10年間11年

間地元業者含めて町民、議会も、そして先程もあつた職員も含めてね。皆が一致して努力した結果が今回50年、半世紀経つ学校を改築出来ると、こういう立場になったわけでありまして、これまで町内の企業も含めて色々と努力されて、今まで頑張ってきた事については、本当に頭の下がる思いであります。その事に対してはこれからも私達もあのフォローして行きたいと思っておりますけれども。いずれにしてもこの学校、皆さんで目を凝らして、いい学校にしたいと思っておりますし、皆さん方の思いを町の人達に繋げてやって欲しいなとこういう思いでありますから、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがお異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めただちに採決いたします。

(議長)

議案第11号工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員、挙手全員であります。よって議案第11号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第17、議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」

議案第3号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同約の一部を変更する

規約についてでございます。北空知圏の学校給食組合の加入に伴い、規約の一部を変更するものでございまして地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決が、必要となるものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたしますので、ご審議の上議決方よろしくお願いを申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

それでは、議案の30ページでございます。北海道町村議会議員、公務災害補償等組合に新たに北空知圏学校給食組合の加入がありました事から、組合規約の別表第1、ここに北空知圏学校給食組合を加えるものでございます。以上でございます。

(議長)

はい。以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

(質疑希望) ありませんので質疑、質疑を終結いたします。
おはかりします。
本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思っておりますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めただちに採決いたします。

(議長)

議案第3号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって議案第3号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第18、議案第4号北海道市町村、市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第4号、北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約についてでございます。北空知圏学校給食組合の加入に伴い、規約の一部を変更するものでございまして地方自治法第286条第1項の規定によりまして、関係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明いたします。議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」

それでは議案の32ページでございます。北海道市町村総合事務組合に新たに北空知圏学校給食組合の加入がありました事から、組合理約の変更を行うものでございます。内容です。空知総合振興局内の加入団体が1つ、増えます。34から35になる事が1つでございます。それから北空知圏学校給食組合を別表にそれぞれ加えるものでございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。
おはかりします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めただちに採決いたします。

(議長)

議案第4号北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約の原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって議案第4号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第19、議案第5号江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

「町長」(提案説明)

議案第5号、江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。檜山広域行政組合による消防救急無線デジタル化に伴う事業実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画の事業として取り進める為に、同計画を変更するものでございます。ご審議の上議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。

おはかりします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めただちに採決いたします。

(議長)

議案第5号江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって議案第5号については原案の通り可決されました。

(議長)

日程第20、決定第1号常任委員、議会運営委員、議会広報特別委員の選任についてを議題といたします。

常任、常任委員、議会運営委員、議会広報特別委員の選任については委員会条例第5号の規定により、議長が会議に諮って指名する事となっておりますので、お手元に配布の名簿の通り指名したいと思いますと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、従って指名をしました通りそれぞれの常任委員の議会運営委員及び、議会広報特別委員に選任する事に決定いたしました。暫時休憩をいたします。

(休憩)

「副議長」

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

ただいまの決定第1号、常任委員の選任については、総務産業常任委員に選

任されました、打越議長から委員の辞任願いの提出がありました。従いまして地方自治法第117条の規定により、議長は除斥の対象となりますので、退席を求めます。

「副議長」

休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長はその職責上、どの委員会にも出席出来る権限を有しているか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮する時1つの委員会に委員として所属する事は適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任を認めている所でありますので総務産業常任委員を辞任したいとするものであります。辞任について許可する事にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

「副議長」

異議なしと認めます。従って議長の総務産業常任委員の辞任については許可する事と決定いたしました。暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長)

休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に只今決定されました委員による常任委員、議会運営委員、議会広報特別委員はいずれも、会期内に正副委員長の互選が定められております。本会議を一時休憩いたします。

尚、議会運営委員会は各常任委員会の終了後に開催し、また議会広報特別委員会は議会運営委員会の、終わった後にいずれも第1委員会室で開催いたします。暫時休憩しますが、次の開会は5分前にベルにより合図しますので集合をお願いいたします。

(休憩)

(議長)

議会運営委員会及び議会広報特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、それぞれの結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

総務産業常任委員会委員長に若山議員、副委員長に小林議員。
社会文教常任委員会に委員長に大門議員、副委員長に横山議員。
議会運営委員会に委員長に飯田議員、副委員長に横山議員。
議会広報特別委員会、委員長に萩原議員、副委員長に小笠原淳夫議員。以上の通り互選された旨の報告がありました。